

北信州木島平村は 移住者を歓迎します。

山あり、川あり、農地あり、
そして住んでいる人々の笑顔あり、
まさしく田舎の原風景が残る北信州

「木島平村」

木島平村は移住希望者のご来村をお待ちしています。すぐに移住でなくとも、将来移住を考えたい、「移住」ということばに興味がある方、一度木島平へこらし。(※こらしとは北信州の方言で「来てください」を意味しています)
田舎暮らし体験住宅もご利用いただけます。裏面では、移住定住に係る支援制度も紹介しています。
また、木島平村には、この村を気に入って移住をされた大勢の先輩移住者の皆さんがいらっしゃいます。移住を検討されている皆さんの疑問や不安などについて先輩移住者の体験談を直接お聞きすることが解消への早道と考えます。村では、先輩移住者、観光関係者、農業関係者、ハローワーク等の皆さんにより移住定住促進協議会を構成し、皆さんの相談にお応えしたいと考えています。ご相談をご希望の場合には、下記移住定住推進係までご連絡ください。



田舎暮らし
体験住宅

北陸新幹線
飯山駅より車で10分
上信越自動車道
豊田飯山ICより車で15分

木島平村の詳しい移住情報は、
下記Webサイトをご覧ください



木島平村公式
Webサイト
(H29.6月末まで)



木島平村公式
Webサイト
(H29.7月から)



長野県楽園信州
木島平村のページ

詳しいこと・ご相談はお気軽に、こちらまでお寄せください

木島平村産業企画室移住定住推進係
電話：0269-82-3111 FAX：0269-82-4121

E-mail: iju@vill.kijimadaira.lg.jp

URL: <http://www.kijimadaira.jp> (H29.6月頃まで使用)

URL: <http://www.vill.kijimadaira.lg.jp> (H29.7月頃から運用予定)

木島平村へ定住される場合には、 下記の支援制度などご利用いただけます。

木島平の住まいづくり促進事業 (新築・増築)

村の集落環境や景観に配慮した住宅を新・増築する場合に工事費の一部を補助します。

●新築の場合

工事費の1/10以内で100万円が上限。

●増築の場合

工事費の1/10以内で75万円が上限。

共に、扶養親族数及び県産材を使用等による増額の規程があります。

空き家活用等事業

空き家の有効活用を通じ、移住定住の促進及び廃屋化防止のため、

◎空き家の家財搬出及び清掃は掛かる経費の1/2以内で10万円を上限とします。

◎空き家の改修を図る費用の一部を補助します。20万円以上の工事について、工事費の1/2以内で50万円を上限とします。

◎空き家の取得を図る費用の一部を補助します。取得経費の1/10以内で50万円を上限とします。

若者定住家賃補助

村内にある賃貸住宅の家賃の一部を補助します。月額4万円を超える家賃に対し1万円を上限とします。

農業後継者等育成奨励金

新たに農業を開始する場合、後継者として農業経営を開始する場合に一人当たり100万円を給付します。

青年就農給付金

45歳未満の方が新規に就農を行うとき、一人当たり年150万円を最長5年間給付します。

農地の取得について

平成27年12月から農振農用地以外の農地が5aから取得可能となり、農地取得のハードルが下がりました。

農業機械のレンタル

農業機械を気軽にレンタルすることができ、手軽に農業を始めることができます。

村の農業補助金

畑作物を新たに植える、これから農業を始める方、作物導入などに対し補助制度がご利用いただけます。

長野県新規就農 相談センター

新規就農の相談会や求人情報を紹介しています。webサイトから確認ください。

<http://www.nagano-ninaite.or.jp/>

デジタル農活信州

就農までに必要な知識や体験などの就農準備の進み具合をチェックできるwebサイトです。就農希望地(地域・作物・支援制度など)にあう就農地を検索できます。

<http://noukatsu-nagano.net/>

長野県農業大学校

就農への近道。充実の就農支援プログラムで確実に就農へつながります。最短は1泊2日の就農体験研修等から1年、2年の各種コースを用意。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nogyodai/kenshu-bu/index.html>

長野県農業改良 普及センター

センターの職員が営農にあたって親身に相談に応じます。

特産品開発推進奨励事業

村内資源を使った加工品を開発し、販売に至る事業を行うにあたり、その事業に要する経費について補助金を交付します。補助金の額は、事業費の1/2以内で20万円を上限とします。

創業支援補助金交付事業

村内で創業する方に対し、創業支援補助金を交付します。補助金の額は補助対象経費の1/2以内で100万円を上限とします。

福祉医療費補助金

高校3年生相当までの子ども、障がい者、母子・父子家庭の医療費を助成します。(1診療あたり500円は自己負担)

第3子以降保育料 無料化

第3子以降の児童に係わる保育園の保育料が無料となります。

